

## 「遺産分割と遺言」

～事前の準備が大切です～

弁護士  
茂木 佑介



主に家事事件を担当している弁護士の茂木佑介です。家事事件は、大きく分けて離婚・離縁等の親族に関する事項と、相続に関する事項があります。今回は経営者の皆様が特に懸念されている相続にまつわるお話です。

被相続人が死亡した際、被相続人が死亡時に有していた財産（遺産）について、個々の相続財産の権利者を確定させる為に、「遺産分割」という手続をする必要があります。遺産分割手続を行うにあたっては、そもそも、何が「遺産」に含まれるのか、「遺産の範囲」を確定する必要があります。

不動産や現金が遺産分割の対象財産となることには異論がありません。その他、不動産賃借権、損害賠償請求権、株式、社債、知的財産権（著作権、工業所有権、商号権等）や特定可能な動産等も遺産分割の対象となります。

他方、預貯金等の金銭債権は、遺産分割協議を待つまでもなく、相続開始とともに当然分割され、各相続人に法定相続分に応じて帰属するとされており（判例）、遺産分割の対象財産とはなりません。その他、生命保険金、死亡退職金、遺族給付金等も原則として遺産分割の対象財産とはなりません。

その他、投資信託、貸付信託、ゴルフ会員権等、その実態によって遺産分割の対象財産となるか否かの判断

が分かれるものもありますので、詳しくは当事務所にご質問ください。

被相続人が事前に何らの定めもなく死亡した場合、どの財産をどのように分割するかについて紛争となるケースが数多くあります。そのような事態を防ぐ為、事前に遺産分割の対象とする財産と遺産分割の方法を定める手段として、いわゆる「遺言」があります。

一般的によく利用される遺言の種類としては、遺言者が、遺言書の全文、日付及び氏名を自分で書き、押印して作成する方式の「自筆証書遺言」と、遺言者が遺言の内容を公証人に伝え、公証人がこれを筆記して公正証書による遺言書を作成する方式の「公正証書遺言」があります。いずれの遺言も、方式と要件を具備している限り有効ですが、後々の紛争のリスクを抑える為には、「公正証書遺言」の方がより適切であると考えます。

以上のとおり、遺言によれば、各相続人の「遺留分」を侵害しない限り、遺産分割の対象とする財産と遺産分割の方法を自由に定めることができます。

もっとも、遺言者が認知症に罹患している場合等は、後に遺言の有効性について争いとなることがあります。そこで、遺言を作成するにあたってどのような準備をすべきか、事前に当事務所にご相談ください。皆様の財産が皆様のご希望に沿う形で分割されるよう、当事務所は最適なアドバイスをさせていただきます。

## セミナー・講演実績

### 知的財産権の攻めと守り（講師：黒崎弁護士）

11月27日に第10回セミナーを行いました。「知的財産権の攻めと守り」をテーマに、特許法、実用新案法、著作権法、意匠法、商標法、不正競争防止法など、幅広く知的財産権の基本についてお話致しました。「どうやったら権利保護や被害回復を図れるか」のみならず、「どうやったら保有している知的財産権を活用できるか」まで、経営者の方々が普段関心を持たれる点について、解説致しました。知的財産権は、鹿児島県の企業がより一層存在感を増すために重要なツールとなって参ります。お悩み事がございましたら是非一度ご相談ください。今年のセミナーは第10回をもって終了となりました。来年もまた宜しくお願致します。